

# いわき市物品購入等に係る制限付一般競争入札実施要綱

令和5年3月27日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する物品の購入及び印刷（以下「物品購入等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関し、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「規則」という。）その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 制限付一般競争入札に付す物品購入等（以下「対象案件」という。）については、1件の予定価格が1千万円以上のものとする。ただし、参加対象者が少数の物品購入等については、対象案件としないことができる。

(入札参加資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札参加有資格者名簿（いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱（平成元年2月1日制定）第5条第2項に規定する名簿をいう。）に登載されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (4) いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 本店又は営業所等の所在地に関すること。
- (2) 対象案件と同種の納入実績等に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項

(入札の公告等)

第4条 規則第112条の規定に基づく公告を行ったときは、併せて当該公告に係る事項について市ホームページに掲載する等必要な周知方法を講ずるものとする。

(入札参加資格の確認申請)

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、公告において指定する日までに制限付一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式。以下「確認申請書」という。）を市長に提出し、入札参加資格について確認を受けなければならない。

2 確認申請書には、次に掲げる書類のうち公告において指定するものを添付しなければならない。

(1) 同種物品等の納入実績調書（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

(確認結果の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格の確認をしたときは、その結果を制限付一般競争入札参加資格確認通知書（第3号様式）により入札参加申請者に通知するものとする。

(入札参加資格を有しない者に対する理由の説明等)

第7条 前条の規定により入札参加資格を有しないと認められた者は、公告において指定する日までに文書によりその理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、文書により回答するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第8条 第6条の規定により入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）が入札の日までに次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第3条の入札参加資格に該当しないこととなったとき。

(2) 確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(3) その他公告において定められた事項に該当とすることとなったとき。

2 市長は、入札参加資格者が前項各号のいずれかに該当すると認められたときは、

当該入札参加資格者に対し、その旨を文書により通知するものとする。

(仕様書等の閲覧等)

第9条 対象案件の仕様書、見本、図面等（以下「仕様書等」という。）は、公告において指定する方法で交付し、又は閲覧に供するものとする。

2 仕様書等に関して質問があるときは、公告において指定する期間内に質疑応答書（第4号様式）により行うことができる。

3 前項の質問があったときは、市長は、速やかに、質疑応答書に回答を記載し、当該質問をした者に交付するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

(入札書の提出)

第10条 規則第119条の規定による入札書の提出は、持参又は郵便のいずれかの方法により行うものとし、入札の都度市長が定める。

2 郵便による入札書の提出の方法については、市長が別に定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から実施する。